

令和 年 月 日

青森県教育委員会教育長 殿

青森県国公立高校生等奨学のための給付金受給申請書

青森県国公立高校生等奨学のための給付金を受給したいので、以下のとおり申請します。
なお、給付金は授業料以外の教育費に充てること及び以下の記載事項に相違がないことを誓います。
また、この申請書に虚偽の記載があった場合は、青森県の求めに従いその全額を即時返還します。

申請者（保護者等）の住所及び連絡先
〒

TEL （ ）

申請者の氏名

1 世帯の区分（該当するものにチェックしてください。）

世帯の区分

① ☐ 生業扶助受給世帯

② ☐ 道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯

ア ☐ 当該国公立高校生等が通信制以外に在学している世帯

(7) ☐ 当該国公立高校生等以外に保護者等に扶養されている通信制に在学している高校生等がいる世帯

(4) ☐ 当該国公立高校生等以外に保護者等に扶養されている通信制に在学している高校生等がいない世帯

a ☐ 保護者等に扶養されている高校生等以外の15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる世帯

b ☐ 保護者等に扶養されている高校生等以外の15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいない世帯

(a) ☐ 保護者等に扶養されている給付金の給付の対象となる高校生等の兄又は姉がいる世帯

(b) ☐ 保護者等に扶養されている給付金の給付の対象となる高校生等の兄及び姉がいない世帯

イ ☐ 当該国公立高校生等が通信制に在学している世帯

③ ☐ 家計急変世帯（理由 ）

2 対象となる国公立高校生等

ふりがな

氏名

姓

名

生年月日

昭和 年 月 日

平成 年 月 日

在学する学校

名称

国立八戸工業高等専門学校

産業システム工 学科

科

学年

年

組

課程の別

☒ 全日制 ☐ 通信制 ☐ 定時制 ☐ その他（ ）

所在地

青森 八戸 大字田面木字上野平16-1

設置者名

独立行政法人 国立高等専門学校機構

現在の学校の在学期間

学校名

国立八戸工業高等専門学校

年 月 日～

学校の種類・課程・学科

高等専門学校・全日制・産業システム工

在学中に給付金を受給した回数

なし 1回 2回 3回 4回 不明

☐ ☐ ☐ ☐ ☐

過去の学校の在学期間

学校名

立

年 月 日～

学校の種類・課程・学科

在学中に給付金を受給した回数

なし 1回 2回 3回 4回 不明

☐ ☐ ☐ ☐ ☐

3 世帯の収入の状況（（1）～（4）のうち、該当するものにチェックしてください。）

（1）生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出します。

☐ 生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書

（2）次の者の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出します。
なお、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受けていないことを誓約します。

① ☐ 親権者（両親）2名分

② ☐ 親権者（両親）1名分（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。）
・離婚、死別等により親権者が1名の場合
・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出できない場合 等

③ ☐ 未成年後見人（ ）名分
親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分）
※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。

④ ☐ 生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分
・親権者又は未成年後見人が存在しない場合
・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等

⑤ ☐ 生徒本人
親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

（3）保護者等（保護者等が2人以上いるときはその全員）の家計の状況が確認できる書類を提出します。
なお、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受けていないことを誓約します。

☐ 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に相当することが分かる書類

（4）次の理由により、個人番号カードの写し等及び課税証明書等を提出しません。

☐ 所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

4 その他の確認事項（該当することを確認した上でチェックしてください。）

☐ 当該国公立高校生等について、自治体から児童福祉法の規定による措置（見学旅行費又は特別育成費）を受けていません。（母子生活支援施設の高

☐ 他団体又は個人から授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減を目的とした金銭を受給する場合、高校生等奨学のための給付金の給付額を超えま

☐ 青森県以外の都道府県に高校生等奨学のための給付金の申請は行っておりません。

5 給付金の振込先口座

申請者の口座

銀行

店所

支店番号

フリガナ

口座名義

預金種別

☐ 普通
☐ 当座
☐ 別段

口座番号

（右詰め）

記入上の注意

日付

右上の日付は、当該年度の「7月1日」以降の日としてください。
ただし、新入生に対する前倒し又は家計急変に係る申請については、提出日としてください。

1 世帯の区分

① 生業扶助受給世帯

7月1日現在、生活保護法の規定による生業扶助を受けている世帯であること。

② 道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯

次の要件の全てに該当する世帯をいいます。

- ・ 7月1日現在、本年度分の保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であること。
- ・ 生業扶助受給世帯ではないこと。

ア 当該国公立高校生等が通信制以外に在学している世帯

- ・ 給付金の給付申請の対象となる国公立高校生等が通信制以外の高等学校等に在学していること。

イ 当該国公立高校生等が通信制に在学している世帯

- ・ 給付金の給付申請の対象となる国公立高校生等が通信制の高等学校等に在学していること。

③ 家計急変世帯

次の要件の全てに該当する世帯をいいます。

- ・ 家計急変による経済的理由から、保護者等が生業扶助受給世帯又は道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯に相当すると認められる世帯であること。
- ・ 生業扶助受給世帯ではないこと。

(ア) 当該国公立高校生等以外に保護者等に扶養されている通信制に在学している高校生等がいる世帯

- ・ 給付金の給付申請の対象となる国公立高校生等以外に保護者等に扶養されている通信制の高等学校等に在学している給付金の給付の対象となる高校生等がいる世帯であること。

(イ) 当該国公立高校生等以外に保護者等に扶養されている通信制に在学している高校生等がいない世帯

- ・ 給付金の給付申請の対象となる国公立高校生等以外に保護者等に扶養されている通信制の高等学校等に在学している給付金の給付の対象となる高校生等がいない世帯であること。

a 保護者等に扶養されている高校生等以外の15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる世帯

- ・ 給付金の給付申請の対象となる国公立高校生等以外に保護者等に扶養されている給付金の給付の対象となる高校生等以外の15歳以上(中学生を除く。)23歳未満の兄弟姉妹がいる世帯であること。

b 保護者等に扶養されている高校生等以外の15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいない世帯

- ・ 給付金の給付申請の対象となる国公立高校生等以外に保護者等に扶養されている給付金の給付の対象となる高校生等以外の15歳以上(中学生を除く。)23歳未満の兄弟姉妹がいない世帯であること。

(a) 保護者等に扶養されている給付金の給付の対象となる高校生等の兄又は姉がいる世帯

- ・ 給付金の給付申請の対象となる国公立高校生等以外に保護者等に扶養されている給付金の給付の対象となる高校生等の兄又は姉がいる世帯であること。

(b) 保護者等に扶養されている給付金の給付の対象となる高校生等の兄及び姉がいない世帯

- ・ 給付金の給付申請の対象となる国公立高校生等以外に保護者等に扶養されている給付金の給付の対象となる高校生等の兄及び姉がいない世帯であること。

※ 秋入学など、学則その他により高等学校等の設置者が7月2日以降の入学日を定めており、申請の対象となる国公立高校生等がこの入学日に入学しているときは、「7月1日」を「入学の日」と読み替えてください。

※ 新入生に対する前倒し給付については、基準日である「7月1日」現在の状況によることとしているものを「4月1日」現在の状況と読み替えてください。

2 対象となる国公立高校生等

申請の対象となる国公立高校生等(専攻科に在籍する生徒を除く。)について、7月1日現在の状況を記入してください。

※ 秋入学など、学則その他により高等学校等の設置者が7月2日以降の入学日を定めており、申請の対象となる国公立高校生等がこの入学日に入学しているときは、入学日現在の状況を記入してください。

※ 新入生に対する前倒し給付については、基準日である「7月1日」現在の状況によることとしているものを「4月1日」現在の状況と読み替えてください。

3 世帯の収入の状況

ア (1)に該当する場合は、生活保護受給証明書など生業扶助を受けていることが確認できる書類を提出してください。

イ (2)に該当する場合は、保護者等(当該保護者等が2人以上いるときは、その全員)の個人番号カードの写し等又は本年度(新入生に対する前倒し給付を実施する場合は、前年度)の課税証明書又は非課税証明書を提出してください。

ウ (2)②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の個人番号カードの写し等及び課税証明書を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の個人番号カードの写し等及び課税証明書を提出できない場合」は、(2)④及び⑤並びに(3)の「親権者が存在しない場合」に含みます。

エ (3)に該当する場合は、保護者等(保護者等が2人以上いるときはその全員)の家計急変の発生事由を証明する書類、家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類等(確認書類)を提出してください。

オ 申請の対象となる国公立高校生等に高校生等以外の15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の被扶養者である兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹の扶養を確認できる書類(健康保険被保険者証等の写しなど)を提出してください。

カ 保護者とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいい、次の者は除きます。

- ・ 児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
- ・ 児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- ・ 法人である未成年後見人
- ・ 民法第857条の2第2項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- ・ その他国公立高校生等が就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者

4 その他の確認事項

該当することを確認した上でチェックしてください。

5 給付金の振込先口座

ア 給付金の振込先は、申請者の名義の口座としてください。

イ 申請の対象となる国公立高校生等が2人以上いるときの給付金の振込先は、同一の口座としてください。

ウ 振込先の口座の口座番号、口座名義人がわかるよう、通帳の写しを提出してください。

6 個人番号カードの写し等による手続に係る留意事項

ア 教育長等が最新の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額を個人番号を利用して確認します。

イ 「個人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号であり、「個人番号カード」とは同条第7項に規定する個人番号カードです。

記入例

令和〇年〇月〇日

青森県教育委員会教育長 殿

青森県国公立高校生等奨学のための給付金受給申請書

青森県国公立高校生等奨学のための給付金を受給したいので、以下のとおり申請します。
なお、給付金は授業料以外の教育費に充てること及び以下の記載事項に相違がないこと。
また、この申請書に虚偽の記載があった場合は、青森県の求めに従いその全額を即時返還するものとします。

前倒し給付は6月1日以降の提出日を記入
前倒し給付以外は7月1日以降の提出日を記入

申請者（保護者等）の住所及び連絡先

〒030-8540
青森県青森市長島一丁目1-1

TEL 017-(722)1111

申請者の氏名

青森 太郎

1 世帯の区分（該当するものにチェックしてください。）

該当するものにチェックしてください。

世帯の区分	①	☐	生業扶助受給世帯	
	②	☐	道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯	
	ア	☐	当該国公立高校生等が通信制以外に在学している世帯	
		(7)	☐	当該国公立高校生等以外に保護者等に扶養されている通信制に在学している高校生等がいる世帯
			☐	当該国公立高校生等以外に保護者等に扶養されている通信制に在学している高校生等がいない世帯
		(4)	☐	a ☐ 保護者等に扶養されている高校生等以外の15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる世帯
				b ☐ 保護者等に扶養されている高校生等以外の15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいない世帯
		(a)	☐	保護者等に扶養されている給付金の給付の対象となる高校生等の兄又は姉がいる世帯
	☐		保護者等に扶養されている給付金の給付の対象となる高校生等の兄及び姉がいない世帯	
	イ	☐	当該国公立高校生等が通信制に在学している世帯	
③	☐	家計急変世帯（理由 _____）		

2 対象となる国公立高校生等

在学する学校	ふりがな	氏名	姓	青森	名	二郎	生年月日	昭和 平成	16	年	7	月	1	日
	名称	国立 八戸工業高等専門学校					産業システム工 学科	学年	1	年				
	課程の別	☒ 全日制 ☐ 通信制 ☐ 定時制 ☐ その他（ _____ ）												
	所在地	青森県 八戸市 八戸工業高等専門学校												
	設置者名	独立行政法人 国立高等専門学校機構												
現在の学校の在学期間	学校名	国立 八戸工業高等専門学校		令和3年 4 月 1 日～		学校の種類・課程・学科	高等専門学校・全日制・産業システム工		在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐					
過去の学校の在学期間	学校名	立		～ 年 月 日		学校の種類・課程・学科	立		在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐					

3 世帯の収入の状況

転入や以前に中途退学がある場合は、2行目に記入。

ことが分かる証明書を提出します。

(1) 生活保護法（昭和三十九年法律第123号）に基づき生活保護を受けていることが分かる証明書	
☐ 生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書	
(2) 次の者の個人番号カードの写し等及び課税証明書等を提出しません。 なお、生活保護法（昭和三十九年法律第123号）に基づき生活保護を受けていないことを誓約します。	
①	☐ 親権者（両親）2名分
②	☐ 親権者（両親）1名分（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。） ・離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりお任せをせず、親権者の1名の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出できない場合 等
③	☐ 未成年後見人（ ）名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	☐ 生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	☐ 生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等
(3) 保護者等（保護者等が2人以上いるときはその全員）の家計の状況が確認できる書類を提出します。 なお、生活保護法（昭和三十九年法律第123号）第36条の規定による生業扶助を受けていないことを誓約します。	
☐ 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に相当することが分かる書類	
(4) 次の理由により、個人番号カードの写し等及び課税証明書等を提出しません。 ☐ 所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を	

該当することを確認した上でチェックしてください。

4 その他の確認事項（該当するものにチェックしてください。）

☐	当該国公立高校生等について、自治体から奨学資金の貸付を受ける場合であっても措置費の返還が滞り、奨学資金の貸付を受けることができない場合
☐	他の団体又は個人から授業料以外の教育費の貸付を受ける場合
☐	青森県以外の道府県に高校生等奨学の給付金を受給している場合

・口座名義人は、申請者（保護者）本人名義の口座とする。

・通帳の写し（口座番号、口座名義人が分かる部分）も提出する。

5 給付金の振込先口座

申請者の口座	銀行	店所	支店番号		
	フリガナ				
預金種別	☐ 普通 ☐ 当座 ☐ 別段	口座番号 (右詰め)	口座名義		